

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、経営の意思決定及び業務執行に関して、透明性、公平性、スピードを重視することで、コーポレート・ガバナンスの有効性を確保し、公正な経営を実現することを最優先課題としております。なお、経営の監督と執行の分離、透明性の高い経営の実現及び取締役会における迅速な意思決定を図るため、監査等委員会設置会社の制度を採用しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの基本原則5項目をすべて実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社トクヤマ	2,515,700	40.20
日本電子株式会社	765,000	12.22
エイアンドティー社員持株会	435,240	6.95
岩見 好為	90,300	1.44
BBH FOR FIDELITY PURITAN TR: FIDELITY SR INTRINSIC OPPORTUNITIES FUND	90,000	1.43
佐藤 勲	73,400	1.17
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	68,700	1.09
山内 悦子	57,680	0.92
畠山 耕典	56,300	0.89
永富 隆広	54,800	0.87

支配株主(親会社を除く)の有無	
-----------------	--

親会社の有無	株式会社トクヤマ (上場:東京) (コード) 4043
--------	-----------------------------

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
-------------	-----------

決算期	12月
-----	-----

業種	電気機器
----	------

直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
---------------------	---------------

直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
-------------------	-----------------

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

親会社との人的関係以外の取引につきましては、重要な営業上の取引はなく、保険料、賃借料等の支払いがありますが、これらの取引につきましては、市場価格等を勘案して、一般的に妥当と考えられる条件により行っており、特定の株主を利する取引ではございません。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情 更新

親会社等に関する事項について

当社は、株式会社トクヤマ(以下、トクヤマ)の連結子会社であり、同社グループのライフアメニティーセグメントに属する1社であります。トクヤマグループには当社以外、主として臨床検査に関する製品及びサービスを顧客に提供する事業を営む会社はなく、当社は自ら経営責任を持ち事業経営を行っており、独立性は十分に確保されているものと認識しております。

平成30年12月31日現在、トクヤマは当社株式40.2%の議決権所有比率を有しており、取締役の任免権等の権利行使を通じて、当社の経営判断に影響を及ぼし得る立場にあります。

当社役員のうち、トクヤマの常務執行役員を兼ねる者1名が、知識・経験及び優れた実績を経営に活かす目的から派遣されておりますが、これは当社役員11名の半数に至る状況になく、かつその就任は当社からの要請に基づくものであります。また、従業員につきましては、業務体制強化及び事業運営上必要な人材として当社からの要請に基づき15名(平成31年2月1日現在)を受け入れております。今後も、経営情報の交換、人材交流などの関係を良好に維持して協力関係を保ち、安定的な成長を目指していく考えであります。また、トクヤマとの間で重要な営業上の取引はございません。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	14名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	11名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
三谷 淳	弁護士													
鳥居 明	公認会計士													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
三谷 淳				<p>同氏は弁護士、税理士としての高度な専門的知識と多くの起業支援の経験を有しております。</p> <p>当社は同氏の経歴で培われた経験・知見等を活かし、当社の経営全般に対して有効な助言を期待するとともに、コーポレート・ガバナンスの強化を図ることを目的に同氏を社外取締役として選任いたしております。</p> <p>また、同氏との間において、資本的・営業的取引、その他、利害関係が無く、独立役員の要件を満たすことから、一般株主と利益相反が生じるおそれがないものと判断し、独立役員に指定いたしております。</p>

鳥居 明				<p>同氏は公認会計士としての高度な専門的知識を有しております。</p> <p>当社は同氏の長年にわたる公認会計士としての経験・知見等を活かし、当社の経営全般に対して有効な助言を期待するとともに、コーポレート・ガバナンスの強化を図ることを目的に同氏を社外取締役として選任いたしております。</p> <p>また、同氏との間において、資本的・営業的取引、その他、利害関係が無く、独立役員要件を満たすことから、一般株主と利益相反が生じるおそれがないものと判断し、独立役員に指定いたしております。</p>
------	--	--	--	--

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	3	1	1	2	社内取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無

なし

現在の体制を採用している理由

当社は、現在監査等委員会の職務を補助すべき者を選任しておりませんが、内部統制システムの整備に関する基本方針にて、監査等委員会より要請があった場合、その業務を補助すべき使用人を任命することとしております。また、当該使用人は、監査等委員会の職務に係わる業務について、監査等委員でない取締役の指揮・命令を受けず、選定監査等委員の指揮・命令に従うものとし、人事考課、採用、異動、懲戒については、選定監査等委員の同意を得るものとしております。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

代表取締役の直轄機関である内部監査室(4名)は、内部統制の運用状況の調査を行い、監査等委員会と連携して定期的に業務執行部署への内部監査を実施し、各部署の所管業務が法令、規制、定款及び社内諸規程を遵守し、適正かつ有効に運営されているか否かを調査しております。内部監査の実施状況は、取締役及び監査等委員会に報告され、業務改善に努めております。

監査等委員会は、内部監査室から期初の監査計画・監査方針や期末の監査結果総括などの定期報告を含め、監査進捗状況の適宜聴取及び意見交換を行う等、引き続き連携を図っております。会計監査人との連携強化につきましては、常勤監査等委員が会計監査人より直接監査計画及び監査方針、期末監査結果の説明を受け、意見交換を行っております。これらの情報は、社外取締役である監査等委員にも伝達し、必要に応じて会計監査人の監査現場に立ち会うなど連携を図っております。

また、監査等委員は、代表取締役、コンプライアンス統括本部、会社監査人、内部監査室、部門グループリーダー等と定期的な会議を開催し、監査進捗状況の適宜聴取及び意見交換を行い、監査等委員会にて報告を実施しております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

なし

【独立役員関係】

独立役員の数

2名

その他独立役員に関する事項

当社は独立役員の資格を充たす社外取締役をすべて独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

実施していない

該当項目に関する補足説明

現在、ただちに必要との認識はありません。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 **更新**

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数(平成30年12月期)

対象となる取締役(監査等委員を除く。)(社外取締役を除く)の員数 7名
報酬等の総額 175,986千円(種類別の総額 基本報酬 175,986千円)

対象となる取締役(監査等委員)(社外取締役を除く)の員数 1名
報酬等の総額 13,500千円(種類別の総額 基本報酬 13,500千円)

対象となる社外役員の員数 3名
報酬等の総額 9,600千円(種類別の総額 基本報酬 9,600千円)

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬限度額は、平成28年3月25日開催の第39回定時株主総会の決議により、年額300,000千円以内となっております。

監査等委員である取締役の報酬限度額は、平成28年3月25日開催の第39回定時株主総会の決議により、年額50,000千円以内となっております。

【社外取締役のサポート体制】

- ・取締役会の開催に際して、社外取締役に事前に資料を配布し、必要に応じて、代表取締役を含む業務執行取締役と個別に面談し、事前説明を行う等、実効的に議論を行う仕組みとしております。
- ・社外取締役のスタッフは、兼任も含め設置しておりませんが、経営管理本部が庶務業務を担当しております。
- ・計算書類及び附属明細書の監査に際しては、常勤監査等委員が経営管理本部から詳細な説明を受け、質問等による確認を行うこととしております。これらの確認結果等の情報は、社外取締役である監査等委員にも伝達いたします。
- ・会計監査人の監査計画及び期末監査結果の説明については、可能な限り社外取締役である監査等委員全員が会計監査人より直接説明を受け、意見交換を行うこととしております。社外取締役である監査等委員は同席不可能な場合には、常勤監査等委員が会計監査人より説明を受け、その概要を社外取締役である監査等委員に伝達いたします。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) **更新**

当社の企業統治の体制として、取締役(監査等委員である取締役を除く)は8名、監査等委員である取締役が3名(うち社外取締役2名)で構成されております。当社の経営組織とその運営状況は以下のとおりであります。

a. 取締役会

取締役会は、取締役(監査等委員である取締役を除く)は8名、監査等委員である取締役が3名(うち社外取締役2名)で構成され、毎月開催するほか、必要に応じ臨時取締役会の開催を行っております。当社は、定款に重要な業務執行の決定を業務執行取締役に委任できる旨を定めており、取締役会が迅速な意思決定と業務執行者に対する監督を強化できる体制を採用しております。

b. 監査等委員会

監査等委員会は、監査等委員である取締役3名(うち社外取締役2名)で構成されており、監査等委員会が定めた監査方針、業務分担等に従い、監査等委員は取締役会に出席するとともに、常勤監査等委員は重要な会議に出席しております。また、選定監査等委員は取締役等からの営業報告の聴取など、業務及び財産の状況の調査を行い、その結果を適宜監査等委員会に報告し、監査等委員会は経営全般を監視することとしております。

c. 社外取締役

当社の社外取締役は2名であります。

当社は、社外取締役を選任するための独立性に関する明文化された基準又は方針を定めておりませんが、選任に際しては、株式会社東京証券取引所の独立役員の独立性に関する判断基準等を参考に、人格・知見が優れ期待される職務を遂行できる人物を選任することを基本方針としております。社外取締役は、一般株主と利益相反が生じるおそれのない、客観的・中立的立場から監督、監査、助言及び提言等を行い、取締役会に

おける意思決定及び業務執行の妥当性・適正性を確保する役割を担っております。また、必要に応じ、代表取締役を含む業務執行取締役と個別に面談し、当社の実情把握の一助としております。

当社の社外取締役である三谷淳氏は、弁護士、税理士としての高度な専門的知識に基づき、当社の業務執行に関する意思決定において、適正性の見地から適切な助言・提言を頂くことを期待するとともに、多くの企業支援の経験・知見等を当社の経営全般に活かしていただくことで、当社の経営体制がさらに強化できると判断し、社外取締役として選任しております。また、同氏は、親会社や兄弟会社、大株主企業、主な取引先出身者等でなく、経営に対して独立性を確保できているとの認識から、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員に指定して、同取引所に届け出ております。同氏との間において、資本的取引・営業的取引・その他の特別な利害関係はなく、同氏は当社社外取締役としての独立性を確保できているものと認識しております。

当社の社外取締役である鳥居明氏は、公認会計士としての高度な専門的知識を有しており、長年にわたる公認会計士としての経験・知見等を当社の経営全般に活かしていただくことで、当社の経営体制がさらに強化できると判断し、社外取締役として選任しております。また、同氏は、親会社や兄弟会社、大株主企業、主な取引先出身者等でなく、経営に対して独立性を確保できているとの認識から、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員に指定して、同取引所に届け出ております。同氏との間において、資本的取引・営業的取引・その他の特別な利害関係はなく、同氏は当社社外取締役としての独立性を確保できているものと認識しております。

d. 内部監査

内部監査室(4名)は、内部統制の運用状況の調査を行い、監査等委員会と連携して定期的に業務執行部署への内部監査を実施し、各部署の所管業務が法令、規制、定款及び社内諸規程を遵守し、適正かつ有効に運営されているか否かを調査しております。内部監査の実施状況は、取締役及び監査等委員会に報告され、業務改善に努めております。

e. 責任限定契約

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、非業務執行取締役である前原喬、三谷淳、鳥居明の各氏との間で、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該非業務執行取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限られます。

f. 会計監査

会計監査につきましては、会計監査人としてEY新日本有限責任監査法人を選任し、監査契約を締結しております。同監査法人及び当社監査に従事する同監査法人の業務執行社員と当社の間には、特別の利害関係はありません。当期において監査業務を執行した公認会計士の氏名及び監査業務に係る補助者の構成については、以下のとおりであります。

・監査業務を執行した公認会計士の氏名及び継続監査年数
指定有限責任社員 業務執行社員 湯浅信好(継続監査年数1年)
指定有限責任社員 業務執行社員 山崎一彦(継続監査年数7年)

・監査業務に係る補助者の構成
公認会計士3名、その他16名

g. その他

当社は、法律上の判断を必要とする事項につきましては、複数の弁護士事務所と顧問契約を締結しており、必要に応じて顧問弁護士のアドバイスを受けております。また、各種専門家から法務、税務に関する指導、助言を受け、コンプライアンスの確保を図っております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

取締役会における社外取締役の比率を高めるとともに、監査等委員である取締役が取締役会の議決権を持つことで、取締役会の監督機能の一層の強化が図れると判断し、監査等委員会設置会社の制度を採用しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	2019年2月26日(火)にインターネット開示、3月4日(月)に発送しております。
集中日を回避した株主総会の設定	2019年3月26日(火)に実施しております。
その他	・定時株主総会後に会社説明会を実施しております。 ・また、当社ホームページ、IRサイト、株主総会のページには招集通知、決議通知、株主総会の様子等を掲載しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	本決算発表後、第2四半期決算発表後の年2回開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	有価証券報告書、四半期報告書、決算短信、決算説明会資料、アナリストレポート、A&Tビジネスレポート、プレスリリース、株主総会、財務ハイライト、個人投資家の皆様へ向けた会社紹介等の掲載を行っております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営管理本部 経営企画グループ	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、企業の社会的責任を全うするために、一人ひとりが遵守しなければならない事項や主要な法令等を記載した「エイアンドティー企業行動憲章」を定めております。この中で、自らの企業使命を自覚し、社会・顧客・社員・株主のステークホルダーとの関係を規定するとともに、行動憲章の遵守を掲げております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社は、「エイアンドティー企業行動憲章」において、環境重視、社会貢献について規定しております。環境に関する法令等の遵守はもとより、循環型社会に適応した資源保護など環境にやさしい事業活動を行っております。また、地域社会の文化や規範を尊重し、地域の発展に寄与するよう努めております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は、「エイアンドティー企業行動憲章」において、ステークホルダーに対する情報提供について規定しております。適正な会計基準に則り会計報告等に虚偽がないことは勿論のこと、適時・適切・積極的に情報を開示して、透明性の高い経営に努めております。また、インサイダー取引を禁止する規程を設け、法令遵守を徹底する体制を敷いております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、平成28年3月25日開催の第39回定時株主総会において、監査等委員会設置会社へ移行し、また平成30年1月26日開催の取締役会において、コンプライアンス統括本部を設立したことに伴い、以下のとおり内部統制システムの基本方針の改定を決議いたしました。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 取締役及び使用人は、その職務執行にあたり、当社の基本理念及び「エイアンドティー企業行動憲章」の下に、各法令、定款、取締役会規則並びに社内規程を遵守し、職務の執行を行う。
- (2) 当社の基本理念、「エイアンドティー企業行動憲章」、各法令、定款、社内規程は常時閲覧できる環境を整備し、取締役及び使用人に周知徹底し、所管部門による教育・研修を通じて、法令遵守及び経営の透明性・健全性を図る。
- (3) 業務執行部門でのセルフチェックの他、内部監査室による内部監査を通じて、コンプライアンス体制の更なる充実・改善に努める。
- (4) 取締役及び使用人は、社内において重大な法令違反、その他のコンプライアンスに関する重要な事項を発見した場合、監査等委員会、コンプライアンス統括本部及び経営管理本部に報告し、取締役は直ちに是正し再発防止策を講じるものとする。
- (5) 社内における法令遵守上、疑義のある行為等について、取締役又は使用人が社内及び社外（顧問弁護士事務所）の相談窓口へ直接情報提供を行う手段としてヘルプラインを設置する。
- (6) ヘルプラインの運営は、コンプライアンス「ヘルプライン」運用規程に基づいて行う。
- (7) 当社は、市民活動の秩序や安全に脅威を与える反社会的な勢力とは一切の関係を遮断するとの基本方針を定め、当社取締役及び使用人に周知徹底を図る。また、コンプライアンス統括本部及び経営管理本部を主体として、警察、弁護士等の外部機関との連携の上、反社会的勢力を排除するための体制を整備する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役は、その職務執行に係る情報・文書(電磁的記録を含む)については、法令及び当社の会社情報取扱規程の定めに基づき、関連資料とともに、これを所定の期間、所定の部署に保管し、必要に応じて閲覧可能な状態を維持する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 平常時における事業の運営・発展に伴うリスクを適切に把握するために、毎月の経営会議において、経営課題、事業戦略、月次決算の確認、事業リスク等に関する情報を共有し、課題を発見した場合は、直ちに同会議にて是正対策を講じるものとする。
- (2) 緊急時においては、危機管理規程に基づき、顕在化した危機の重大性に応じて適切に対応し、速やかに復旧、事後処理にあたる。
- (3) その他、組織横断的リスク状況の監視及び全社的対応は、コンプライアンス統括本部及び経営管理本部が行い、各部署所管業務に付随するリスク管理は担当部署が行うこととする。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役は、会社の組織及び各部署の業務分掌、決裁権限等を定める社内規程に基づき、会社組織を構築し、権限委譲を行うことにより、効率的な職務執行を実現する。
- (2) 取締役が出席する取締役会を原則として毎月1回開催し、法令及び取締役会規則に基づき、委嘱された職務執行に関する報告、重要事項の決議を行う。また、書面決議により、機動的な職務執行と意思決定を行う。
- (3) 取締役は、経営効率化のため、常勤役員、理事、参与、顧問が出席する経営会議を原則として毎月1回開催し、経営課題、事業戦略、月次決算の確認、事業リスク等に関する情報を共有し、必要事項は取締役会へ上程する。

5. 当社及び親会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は上場企業として自ら経営責任を持ち事業経営を行っていることから、内部統制システムの構築については親会社から独立して取り組むことを基本とする。ただし、親会社とは、適宜、経営情報の交換、人材交流などの関係を良好に維持し、連携を図るものとする。

6. 財務報告の信頼性確保のための体制

- (1) 財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法等の各法令、会計基準及び当社の経理規程等に基づき、適正な会計処理を行い有効かつ適切な内部統制の体制を整備する。
- (2) 内部統制の体制については、内部監査室が会計監査人と連携して適正に機能することを継続的に評価する。

7. 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項

監査等委員会より要請があった場合、その職務を補助すべき使用人を任命する。

8. 取締役及び使用人の監査等委員でない取締役からの独立性に関する事項並びに当該取締役及び使用人に対する監査等委員会の指示の実効性の確保に関する事項

監査等委員会の職務を補助すべき使用人は、監査等委員会の職務に係る業務について、監査等委員でない取締役の指揮・命令を受けず、選定監査等委員の指揮・命令に従うものとし、人事考課、採用、異動、懲戒については、選定監査等委員の同意を得るものとする。

9. 監査等委員でない取締役及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制

- (1) 常勤監査等委員は取締役会のほか、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、経営会議等、重要会議に出席する。また、全ての稟議書や重要会議の議事録を閲覧可能とし、必要に応じて監査等委員でない取締役及び使用人に説明を求められることができる。
- (2) 監査等委員でない取締役及び使用人は、監査等委員会(又は、選定監査等委員)からその職務執行に関する事項の報告を求められた場合、速やかに当該事項につき報告を行う。

10. 監査等委員会への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、監査等委員会へ報告した者が当該報告を理由として不利益な処遇は行わない。

11. 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

- (1) 監査等委員がその職務の執行について生ずる年間費用については一定の予算を定める。
- (2) 監査等委員より当該費用の請求を受けたときは、監査等委員会の職務の執行に必要なと認められる場合を除き、会社法第399条の2第4項に基づき当該費用及び債務を適切に処理する。

12. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査等委員会は、法令に定める権限を行使し、会計監査人、内部監査室、コンプライアンス統括本部と連携して、監査等委員でない取締役の職務執行の適法性、妥当性及び効率性について監査を行う。
- (2) 監査等委員会は、監査等委員でない取締役及び使用人の職務執行の監査の充実を図るため、定期的に代表取締役と会合し相互認識を深めるとともに、各監査等委員でない取締役及び役職者とも個別面談を実施する。
- (3) 監査等委員会が必要と認めるときは、弁護士、公認会計士、コンサルタント等、社外のアドバイザーを任用することができる。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は「エイアンドティー企業行動憲章」において、法令やルールを遵守することはもちろんのこと、市民活動の秩序や安全に脅威を与える反社会的な勢力とは一切の関係を遮断するとの基本方針を定め、当社全役員・従業員に周知徹底を図る。また、コンプライアンス統括本部及び経営管理本部を主体として、警察、弁護士等の外部機関との連携の上、反社会的勢力を排除するための体制を整備する。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

当社としては重要な事項と認識しておりますが、親会社の議決権の所有状況等を鑑み、現時点では特に防衛策等は定めておりません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

適時開示体制の概要

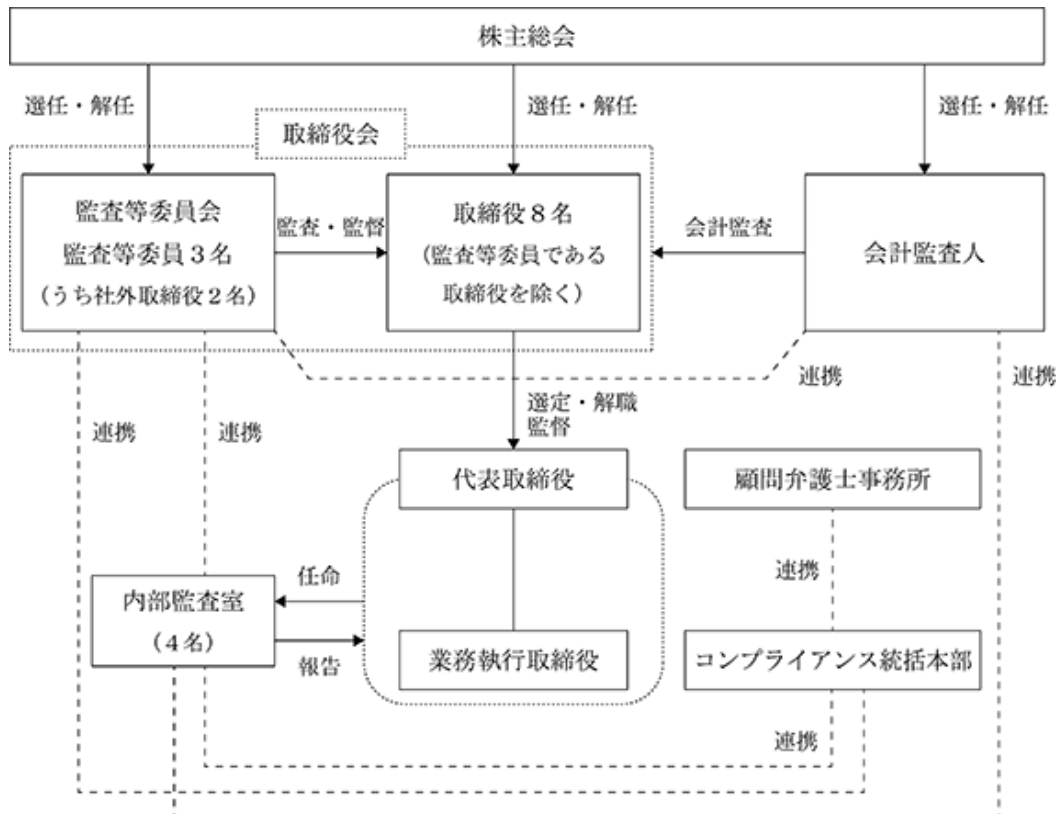
(1) 適時開示の基本方針

1. 当社は株主・投資家はもとより、広くステークホルダーの皆様に対して会社の経営状況、財務情報のみならず、当社をより理解していただくための情報を適時・適切にかつ分かりやすく開示することを基本方針としております。
2. 当社の開示情報については、会社法、金融商品取引法等の各法令及び東京証券取引所の諸規則に加え、当社の「内部情報及び内部者取引管理規程」に則り、公平かつ迅速に情報開示を行うことに努めております。

(2) 適時開示の社内体制と開示方法

1. 当社の情報開示は担当部門である経営管理本部経営企画グループが行っております。
2. 情報取扱責任者は各本部長、部門責任者からの決算、業務等に関する重要事実に基づく情報報告を受け、経営企画グループに適時開示資料の作成を指示しております。
3. 経営企画グループは情報取扱責任者からの情報をもとに各種法令、取引所規則を参考に、適時開示資料を作成しております。
4. 経営企画グループが作成した適時開示資料は、情報取扱責任者の承認、代表取締役社長の稟議決裁を受け、取締役会規則の取締役会決議事項に該当する場合は取締役会の決議を得ております。
5. 経営企画グループは情報開示の承認、決議を受け、TD-NET、EDINETを通じて適時開示を行い、当社ホームページに掲載を行っております。また、必要に応じて記者クラブへ開示資料の投函を行っております。

* 詳細は巻末の適時開示体制の模式図をご確認ください。



適時開示体制の模式図

